

○島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域

昭和49年4月19日

島根県告示第251号

改正 平成4年5月1日告示第477号

平成5年4月6日告示第438号

平成14年3月26日告示第350号

平成17年3月25日告示第370号

平成17年7月29日告示第866号

平成17年9月13日告示第969号

平成17年9月26日告示第1015号

平成22年3月30日告示第241号

平成23年7月26日告示第527号

平成24年3月23日告示第180号

平成25年3月8日告示第147号

平成26年3月11日告示第133号

平成27年3月13日告示第183号

平成28年12月16日告示第731号

平成30年3月16日告示第153号

平成31年3月12日告示第163号

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。）第2条の規定により知事が定める区域又は地域は、次のとおりとし、昭和49年5月1日から施行する。

島根県屋外広告物条例の規定による知事の指定する道路の用地、地域又は区域（昭和40年島根県告示第194号）は、廃止する。

1 条例第2条第4号及び第5号の規定により知事が定める地域は、次のとおりとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
清水寺の境内	安来市清水町
雲樹寺の境内	安来市清井町
堀江家住宅の敷地の区域	雲南市吉田町

櫻井家住宅の敷地の区域	仁多郡奥出雲町
日御碕神社の境内	出雲市大社町
旧大社駅本屋の敷地の区域	出雲市大社町
熊谷家住宅の敷地の区域	大田市大森町
万福寺の境内	益田市東町
染羽天石勝神社の境内	益田市染羽町
旧道面家住宅の敷地の区域	鹿足郡吉賀町
玉若酢命神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
水若酢神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
佐々木家住宅の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町
焼火神社の境内	隠岐郡西ノ島町

イ 文化財保護法第27条第2項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
出雲大社の境内	出雲市大社町

ウ 島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
古門堂茶室及び巖松軒茶室の敷地の区域	安来市清水町
並河家住宅の敷地の区域	安来市安来町
富田八幡宮の境内	安来市広瀬町
金屋子神社の境内	安来市広瀬町
北島国造家の敷地の区域	出雲市大社町
藤間家住宅の敷地の区域	出雲市大社町
須佐神社の境内	出雲市佐田町
鉄塔附経堂の敷地の区域	大田市大田町
物部神社の境内	大田市川合町
城上神社の境内	大田市大森町
恵比寿神社の境内	大田市温泉津町
木谷石塔の敷地の区域	邑智郡川本町
医光寺の境内	益田市染羽町

福王寺の境内	益田市中須町
柿本神社の境内	益田市高津町
鷲原八幡宮の境内	鹿足郡津和野町
旧津和野藩家老多胡家の敷地の区域	鹿足郡津和野町
永明寺の境内	鹿足郡津和野町
三渡八幡宮の境内	鹿足郡津和野町
旧周吉外三郡役所庁舎の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町

2 条例第2条第6号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

出雲大社風致保安林の区域

鱒淵寺風致保安林の区域

一畑寺風致保安林の区域

蟠竜湖風致保安林の区域

3 条例第2条第11号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

宍道湖景観形成地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域以外の地域

4 条例第2条第13号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

一般国道9号の自動車専用道路の区間(安来市吉佐町地内鳥取県境から安来市と松江市との境界線まで、出雲多伎インターチェンジから大田中央・三瓶山インターチェンジまで、仁摩・石見銀山インターチェンジから石見福光インターチェンジまで、江津インターチェンジから浜田ジャンクションまで、浜田市下府町1820番2地先から同市笠柄町5番地先まで、原井インターチェンジから石見三隅インターチェンジまで、益田市遠田町2604番地先から同市久城町423番1地先まで及び同市高津一丁目イ1274番1地先から同市須子町口467番地先までの間)、中国横断自動車道尾道松江線(雲南市吉田町吉田地内広島県境から雲南市と松江市との境界線までの間)、中国横断自動車道広島浜田線(邑智郡邑南町市木地内広島県境から浜田インターチェンジまでの間)、中国縦貫自動車道(鹿足郡吉賀町田野原地内山口県境から同町蓼野地内山口県境までの間)又は山陰自動車道鳥取益田線(宍道ジャンクションから出雲インターチェンジまでの間)から展望できる両側500メートルの区域(都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域及びおおむね10以上の家屋が連たんする地域を除く。)

5 条例第2条第14号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

一般国道314号（出雲坂根駅前から稚児ヶ池トンネルまでの間に限る。）の道路及び道路の両側300メートルの区域

6 条例第2条第15号の規定により、知事が定める区域は、次のとおりとする。

ア 出雲空港の区域

イ 隠岐空港の区域

ウ 石見空港の区域

改正文（平成5年告示第438号）抄
平成5年5月1日から施行する。

改正文（平成14年告示第350号）抄
平成14年3月26日から施行する。

改正文（平成17年告示第370号）抄
平成17年4月1日から施行する。

改正文（平成17年告示第866号）抄
平成17年7月29日から施行する。

改正文（平成17年告示第969号）抄
平成17年9月25日から施行する。

改正文（平成17年告示第1015号）抄
平成17年10月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第241号）抄
平成22年4月1日から施行する。

改正文（平成23年告示第527号）抄
平成23年8月1日から施行する。

改正文（平成24年告示第180号）抄
平成24年3月23日から施行する。

改正文（平成25年告示第147号）抄
平成25年3月30日から施行する。

改正文（平成26年告示第133号）抄
平成26年3月15日から施行する。

改正文（平成27年告示第183号）抄
平成27年3月14日から施行する。

改正文（平成28年告示第731号）抄

平成28年12月18日から施行する。

改正文（平成30年告示第153号）抄
平成30年3月18日から施行する。

改正文（平成31年告示第163号）抄
平成31年3月17日から施行する。